

情 報 非 公 開 決 定 通 知 書

様

年 月 日

佐野市長



佐野市情報公開条
年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、佐野市情報公開条
公開の請求に係る

例第11条第1項の規定により、次のとおり公開をしないことと決定した
例第8条の規定により、次のとおり請求を拒否することと決定したので通知します。
情報を保有していない

請求のあった情報の 内容	
情 報 の 件 名	
情報の公開をしない 等の理由	佐野市情報公開条例第 条第 号に該当 (理由)
※上記理由がなくな る期日	年 月 日
担 当 課	電話
備 考	※印の欄は、公開しない理由がなくなる期日があらかじめ明示 することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する 場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。

不服の申立て
この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から
起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます(この決定があった
ことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算
して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。